

平成 30 年度 市単事業

小諸市産業団地造成計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

小諸市産業団地造成計画策定支援業務

(2) 業務箇所

小諸市全域

(3) 業務内容

別紙「平成 30 年度小諸市産業団地造成計画策定支援業務仕様書(案)」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 1 日まで。

(5) 委託料上限額

5,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)とし、この上限額を超える提案は受け付けない。

また、上記金額には、本業務の実施に係る全ての費用を含むものとする。

2 参加資格

審査参加者は下記の条件を全て満たす者とする。

- (1) 小諸市建設工事入札合理化対策要項(平成 12 年告示第 2 号)に定める平成 30 年度建設コンサルタント等業務委託入札参加資格者名簿に登載されており、土木関係建設コンサルタント業務の都市計画及び地方計画の登載がある者
- (2) 小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要項(平成 12 年告示第 32 号)に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令台 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと
- (5) 暴力団若しくは暴力団関係企業若しくは会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 120 条第 1 項の規定に違反した個人若しくは団体又はこれらに準ずる者若しくはその構成員(以下、「反社会的勢力」という。)ではないこと。また、反社会的勢力に名義を利用させていないこと
- (6) 小諸市暴力団排除条例(平成 23 年小諸市条例第 28 号)第 6 条に基づく措置を受けていないこと
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続き開始の申立已成されている者でないこと
- (8) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされた者に

- あつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること
- (9) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む)
- (10) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (11) 「都市計画及び地方計画」部門について、国の建設コンサルタント登録規程に基づく登録があること
- (12) 過去 10 年以内に、国、特殊法人、地方公共団体が発注した土地区画整理事業に係る次に掲げる全ての業務を元請けとして受託した実績があること
- ① 土地区画整理事業計画策定業務
 - ② 施行地区内の地権者及び借地権を有する者の意向確認業務
 - ③ 認可申請図書作成業務
 - ④ 換地設計業務
 - ⑤ 仮換地指定業務
- (13) 予定管理技術者は技術士(都市計画及び地方計画)及び土地区画整理士、又は、RCCM(都市計画及び地方計画)及び土地区画整理士の資格を有する者を配置できること。また、予定管理技術者と直接かつ恒常的な雇用関係が 3 カ月以上ある社員であること

3 事業者選定等に係るスケジュール

(1) スケジュール表

項目	期日
公告	平成 30 年 7 月 6 日
参加申請受付	平成 30 年 7 月 6 日～平成 30 年 7 月 16 日
参加資格審査 (一次資格審査)	平成 30 年 7 月 17 日～平成 30 年 7 月 19 日
参加資格審査結果通知	平成 30 年 7 月 19 日
質問受付	平成 30 年 7 月 19 日～平成 30 年 7 月 24 日
質問回答	平成 30 年 7 月 27 日
提案書等の提出期限	平成 30 年 8 月 6 日
審査(プレゼンテーション)	平成 30 年 8 月 9 日
選定結果の通知	平成 30 年 8 月 10 日
契約前打合せ	平成 30 年 8 月中旬
契約	平成 30 年 8 月下旬
定例会	月 1 回

中間報告	平成 30 年 11 月下旬
庁内報告会	平成 31 年 2 月中旬
事業完了	平成 31 年 3 月 1 日

(2) 留意事項

本項で示す日程は予定であり変更となる可能性もあるので留意すること。

4 実施手順及び詳細

(1) 募集要項の配布期間及び入手方法

①配布期間 公告日から平成 30 年 7 月 16 日(月)

②入手方法 小諸市役所ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.komoro.lg.jp/>

※市役所窓口での配布は行わない。

(2) 参加申請書の提出

業者選定審査への参加可否は参加申請により審査する。

①提出期間

平成 30 年 7 月 6 日(金)8時30分から平成 30 年 7 月 16 日(月)午後 5 時 00 分まで(土、日曜及び祝日を除く)

②提出先及び提出方法

小諸市役所 経済部 商工観光課 企業立地定住促進係へ持参又は郵送すること。

ただし、郵送の場合は①提出期間内必着とし、書留郵便に限る。

③提出書類

ア 指定様式

(ア) プロポーザル参加申請書(様式第 1 号)

(イ) 参加資格要件に関わる誓約書

(ウ) 情報の取り扱いに関わる誓約書

(エ) 企業概要書

(オ) 受託予定企業における受託実績一覧

(カ) 予定管理技術者の経歴

イ 添付書類

(ア) 小諸市建設工事入札合理化対策要項(平成 12 年告示第 2 号)に定める建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登載されていることを証する書類

(イ) 会社概要書に記載した登録事業の登録証明書または登録通知書の写し

(ウ) 受託実績一覧に記載した業務の契約書(写)

- (エ) 予定管理技術者の経歴に記載した保有資格の証明書(写)及び業務実績の契約書(写)
- (オ) 「都市計画及び地方計画」部門について、国の建設コンサルタント登録規程に基づく登録があることを証する写し
- (カ) 上記有資格者を雇用していること及び雇用している期間を証する書類

④提出部数

各1部

⑤留意事項

- ア 文字サイズは原則10ポイント以上とする。
- イ 提出にあたっては上記の順に並べ、縦置き横書き左綴じとすること。

(5) 参加資格審査及び一次審査(書類審査)

参加資格を満たすと判断された応募者が5者を超えた場合に一次審査を実施する。一次審査は、応募者の提出した書類による書類審査を行い、上位5者を選定する。書類選考方法は、受託事業件数及び規模により実施する。なお、審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての異議は認めない。

(6) プロポーザル及び発注予定業務に関する質問及び回答

参加資格が認められた者については、プロポーザルに向けて質問を受け付ける。

①受付期間

参加資格審査結果通知を受領してから平30年7月24日(火)午後5:00まで。

②提出方法

以下の宛先へ電子メールのみの受付とする。

小諸市役所 経済部 商工観光課 企業立地定住促進係

kigyous@city.komoro.nagano.jp

③提出様式

- ア 質問を所定の質問表に簡潔に記載し、電子メールで提出後、担当者まで電話連絡すること。なお、電子メール以外の質問については回答しない。
- イ 電子メールのタイトルは「(企業名)プロポーザル質問」とする。
- ウ 質問表のファイル名は「企業名_小諸市産業団地造成計画策定支援業務_質問表」とする。
- エ 質問表の行サイズの変更は構わないが、それ以外のフォーマットは変更しないこと。
- オ 電子メール送信回数に対する制限は無いが、質問表は1ファイルとし、質問事項は行を追加して対応することとする。
- カ 電子メールの本文には、送信者の住所、電話番号、回答送信希望アドレスを記載すること。

④回答方法

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、①の受付期間終了後、平成30年7月27日(金)までに全質問者にメールで回答する。

⑤留意事項

- ア 審査基準に関する質問は受け付けない。
- イ ①受付期間外に届いた質問については回答しない。

(7) 企画提案書の提出

①提出期限

平成30年8月6日(月)午後5:00まで

②提出先及び提出方法

小諸市役所 経済部商工観光課企業立地定住促進係
窓口へ持参又は郵送。

郵送の場合は①受付期限必着とし、書留郵便に限る。

なお、提出にあたっては事前に担当者まで連絡をすること。

③書類様式及び盛り込むべき内容

下記ア～キをA4、2穴とし、ファイルファスナー等で綴じること。なお、企業名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。なお、ア及びイは共通の様式を使用すること。

ア 表紙

イ 業務実施体制

ウ 「小諸市 企業立地計画策定検討資料」の評価・分析方法

エ 企業需要動向調査、分析方法

オ 開発可能性の検討手法

カ 見積り(次の内容を盛り込むものとする)

(ア) 提案書作成費用

(イ) 調査費用

(ウ) 小諸市での月1回の定例会議(5回)

(エ) 小諸市での業務実施報告会費用

(オ) その他、提案書を作成する上で必要となる費用

キ その他提案事項

④提案部数

正本 1部

副本 9部

⑤提案書の取り扱い

ア 提出された書類等は、返却しない。

- イ プロポーザルにおける費用は、すべて提案者の負担とする。
- ウ 提出された提案書に関わる著作権は、第三者に帰属するものを除き、受託候補者に帰属するものであること。
- エ 提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められたものを除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。この場合において、第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した受託候補者に全て帰属するものとする。
- オ 本市は、本提案に関する情報の開示その他必要があると認めるときに、提出された書類を受託候補者の承諾を得ずに無償で使用できることとする。なお、提案書に含まれる第三者の著作物に関する情報の開示などの使用に関して、受託候補者が当該第三者に承諾を得ておくこと。
- カ 提出された参加申請書及び提案書等は審査及び評価を行うにあたり、複製または一部塗りつぶすことがある。
- キ 提案書提出から最優秀者決定までの間は、プロポーザルに係る必要な時を除き、職員はじめ関係者の接触を禁止する。
- ク 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に限る。

⑤留意事項

- ア 文字の大きさは原則 10 ポイント以上とする。
- イ 副本は社名など提案者が特定できるおそれのある内容は掲載しないこと。
- ウ 提出にあたっては上記③ア～キの順に並べ、縦置き横書き左綴じとすること。
なお、A3 版のものは折り畳み綴じ込むこと。
- エ 資料はカラー、白黒は問わない。

(8) ヒアリング審査(プレゼンテーション)

①実施日時

平成 30 年 8 月 9 日(木)

※時間については、提案者の決定後個別に連絡する。

②場所

小諸市役所 第 1 委員会室会議室

③ プレゼンテーションの方法

- ア 非公開にて実施する。
- イ プレゼンテーション実施時間は 1 社 40 分程度を予定している。
- ウ 準備時間 5 分
- エ 受託候補者からの提案内容の説明 20 分
- オ 質疑応答 10 分
- カ 片付け、退出 5 分

④留意事項

- ア プレゼンテーション時に使用する資料は事前にEメールまたは電子媒体にて提出すること。また、新たな資料の提出は不可とする。
- イ プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき説明することとし、パソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用し説明しても良い。パソコン、プロジェクター、スクリーン、ポインターについては、当市にて用意するが、その他は、各事業者が用意すること。なお、各事業者が持ち込むものについては、事前に事務局へ申請すること。
- ウ 説明者は原則として、提出書類に記載されている予定管理技術者が行うこと。説明者の変更希望がある場合は、事前に申請すること。
- エ 会場への入室は4名までとし、電子メールにて事務局まで事前に申請すること。また、入室の際には社員証及び顔写真付きの身分証を提示すること。
- オ プレゼンテーションは受託候補者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。
- カ プレゼンテーション実施後、小諸市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。
- キ 審査の経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

(9) 評価について

①評価方法及び評価項目

受託候補者の提案は、審査委員会が評価する。なお、評価項目は次のとおりとする。

- ア 受託実績
- イ 管理技術者実績
- ウ 業務実施体制
- エ 「小諸市 企業立地計画策定検討資料」の評価・分析方法
- オ 企業需要動向調査、分析方法
- カ 開発可能性の検討手法
- キ 見積り価格
- ク その他提案事項

②審査基準点及び選定方法

- ア 選考点は全選考委員の評価点の合計とする。
- イ 満点の2分の1を審査基準点とし、審査基準点以上のものを受託候補者とする。
- ウ 選考点数が最も高いものを第一位の受託候補者とする。
- エ 最も高い選考点数が同点となった場合は、同点となった受託候補者のうち、最も高い評価点数を付けた選考委員が多かった候補者を第一位の受託候補者とする。

③結果の開示、伝達

審査結果は平成 30 年 8 月下旬に書面にて通知する。合わせて、小諸市ホームページにも記載する。

④留意事項

- ア 提案者が 1 者であった場合も予定通り審査を実施する。
- イ 審査基準点に達しなかった場合は、成果品の質を維持するために受託候補者無しとし、再度公募をかけるものとする。

5 辞退

(1) 提出書類

- ・受託候補者が何らかの事由でプロポーザルに参加しない場合は、事前に連絡のうえ辞退届を 小諸市役所 経済部 商工観光課 企業立地定住促進係 に提出するものとする。
- ・辞退届の様式は任意とするが、届出日、提案事業者名及び辞退事由を明記し、押印必須とする。

(2) 受付期限

プロポーザル実施 2 週間前には事務局へ提出するものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は受付期限必着とし、書留郵便に限る。

6 契約の締結

(1) 審査結果による最優秀者と、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく当該業務の随意契約を締結する。契約は平成 30 年 8 月下旬を予定する。

(2) 契約前に業務仕様確認打合せを実施する。

(3) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。ただし、業務成果の品質確保のため、選定会議において最低基準を満たさなかった契約候補者は協議対象外とする。

①契約候補者が何らかの事由により契約の締結を辞退した場合

②提出書類に虚偽の記載又は届出が判明した場合

③契約に向けての協議が不調に終わったとき

④その他、審査委員会が適当でないと判断した場合

⑤その他、やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

(4) 契約保証金等、契約にあたっては小諸市財務規則に基づくこととする